

不適正除染に関する通報等（平成 25 年 7 月 5 日現在）

（平成 25 年 3 月 18 日～平成 25 年 7 月 5 日分）

○合計 15 件 ←対応中の 1 件を除いて、現在入手している情報からは、新たな不適正除染とはいえない。
 累計 27 件

○通報の概要と対応

<直轄関連>

日付	場所	通報の概要	対応
5/27	葛尾村	除染作業で発生した廃棄物(草木等)の破碎作業現場でホコリが立たないように放水しながら作業を行っているが、放水された水の回収は実施しておらず、土壌に浸透している。	粉じんの発生・飛散防止のため、水を噴霧しており、適切な作業であると判断。
6/7	檜葉町	住宅のコンクリート部の高圧水洗浄の準備作業での堆積物除去後に、さらにブロワーを使用し粉じんが拡散している。	事業者には今後ブロワーを使用しないよう指示。なお、明示的にブロワー使用を禁止してはいなかったが、粉じん拡散の予防の観点から使用を禁止する。
6/27	檜葉町	4/20 頃から、道路の脇の土手（上り車線側）の上に除染で出た木材が積み上げられている。崩れる可能性があり、道路脇のため危険である。	基本的に除染作業として木材の伐採をしていないが、残置されている木材を除染作業の支障にならないように集積している。 通報にある場所を調査したところ、危険な状態の木材集積箇所は発見できなかった。

<非直轄関連>

日付	場所	通報の概要	対応
3/27	福島市	住宅の土間コンクリートを高圧洗浄機で除染した際に発生する水がU字溝に垂れ流されていた。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○全ての工区で、側溝にゼオライトのろ過装置を設置しつつ除染を実施している。 ○「不適切除染に係る確認等について」は、毎週実施している工程会議で確認している。 ○月2回実施している除染業者との会議で、誤解をいただかれないように住民等へ説明を行いつつ除染を実施するように徹底している
4/4	郡山市	舗装面を洗車機のような方法で洗浄して敷地内の側溝で汚染水を回収していた。郡山市の仕様は、吸引式洗浄機使用のはずで、明らかに契約違反では。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○発注は吸引式が全てではなく、現場状況によっては高圧洗浄による除染を実施。 ○高圧洗浄による除染では、側溝等にためた汚染水をバケツ等で組み上げ、凝集剤により沈殿させ、上水は現場で放流。 ○受託者に対し月2回の定例会議を行い、除染手法の徹底を図っている。

※※※

※※※5/22 環境省除染適正化推進本部に報告、公表済みの事案

日付	場所	通報の概要	対応
4/30	二本松市	二本松市東和の土地を、除染のため表土を剥ぎ、発生した土壌をフレコンバッグ等の袋に詰めず、トラックに直積みし、請負業者所有の残土置き場へ持って行き、元々置いてあった汚染されていない土壌と混ぜ、敷地内で不適切に投棄している。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○除染のため剥ぎ取った表土は、フレコンバックに詰めるなど適正に処理(16袋)。 ○その後、保管予定地を掘削した残土を自社残土置場に搬入したもの。 ○今後は、ダンプトラックに掲示(掘削土運搬中)して残土運搬を実施。
5/16	福島市	福島市飯野町青木平のコンビニエンスストアの駐車場でアスファルト面の除染作業が行われていた。高圧洗浄機を用いた除染で、発生した水を排水溝に流していた。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り ○水路の流末にゼオライトの堰を設置して水の処理を行っている。
5/22	福島市	屋根を高圧洗浄で除染したが、水の回収作業は行わず、地面の水を垂れ流しにしていた。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○屋根の除染は、基本的に堆積物を除去してから仕上げとして洗浄を実施。 ○洗浄水は、ガイドラインに沿って適切に処理。

※※※

※※※5/22 環境省除染適正化推進本部に報告、公表済みの事案

日付	場所	通報の概要	対応
5/27	福島市	住宅の屋根除染に高圧洗浄機が使用されているが、水の飛散防止措置が取られていないため、飛散した排水が飛んできて被爆した。	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務発注仕様書では、「隣接地に洗浄水等が飛散しないように注意すること及び飛散防止のために、必要に応じてシートで覆うなどの養生を施すこと。」を規定しており、業者へもそのように指導。 ○当該現地は、隣接地に住宅がなかったことから、養生措置は行わず、住民が通行する際には作業を中断するなど細心の注意を払って実施していたが、近隣の方に一部飛散した排水が付着した事実が確認されたため、当該事業者へは即日、細心の注意を払うよう指導を徹底。 ○今後、一層注意を払って施工するよう、他の業者に対しても定例会議の場で指導を徹底。

日付	場所	通報の概要	対応
5/28	福島市	<p>① 高圧洗浄機で除染を行った際に、屋根に残った水を拭き取らず自然乾燥で乾かして、排水の回収も行っていない。</p> <p>② 土地を5cm削り取り、空間線量が$0.4\mu\text{Sv}/\text{時}$以下とならなかった場合、必要に応じ掘り下げるが、それでも空間線量が$0.4\mu\text{Sv}/\text{時}$以下にならなかった場合は、シートを被せて、その上に覆土を行い、線量を下げている。</p> <p>③ 除染作業終了後に、黒板に日付時間、線量等を記載して、除染を行った箇所の写真を撮るが、写真を撮る際に、一番線量の低い箇所を選んで写真を撮っていた。</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○①について、仕様書上、屋根に残った水を拭き取る旨の規定はない。また、洗浄水は、側溝に土のう等で堰を設け沈殿物を回収する等、ガイドラインに沿った排水処理を実施。</p> <p>○②について、一般的な表土除去は5cmを限度としており、雨樋下等局所的に線量が高い場所については、必要に応じて掘り下げる場合もある。表土除去作業後、客土前検査までの間、危険防止のため、深く掘った場所に土のう等を一時的に置くことはあるが、シート等の上に覆土をした事実は確認できない。</p> <p>○③について、測定場所を決定してから事前モニタリングに着手しており、測定結果により場所を変更することはなく、その事実も確認できない。</p>

日付	場所	通報の概要	対応
5/29	広野町	<p>① 除染事業実施者が線量データの改ざんをして、線量が下がったかのようにして提出している。写真も合成されている。</p> <p>② 除染中に長靴を水路などで洗っている</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○①について、町の間接検査において、測定機の表示と帳票の数値が異なっているのが判明したため、再度測定等を行った事実はあるが、改ざんを行ったものではない。なお、同様な事案が発生しないよう、作業手順の改善を措置済み。</p> <p>○②について、長靴や除染に使用した道具については、事務所内に設置している洗い場において洗浄されており、水路で洗った事実は確認できていない。なお、5月30日に、更なる指導の徹底を指示済み。</p>
6/3	福島市	<p>① 除染で発生する廃棄物を分別せずにトン袋に入れた。</p> <p>② 子どもが通る側の作業にも関わらず、放水等を行っていないため、除染現場からホコリが舞っていた。</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○①、②について事業者には事実確認を行ったが、当該事実は確認されなかった。</p> <p>○なお、除染に伴い発生した可燃物は分別しクリーンセンターへ運搬すること、ほこり飛散防止のための散水について仕様書で規定しており、更に徹底を図るよう指示済み。</p>

日付	場所	通報の概要	対応
6/6	福島市	除染で発生した放射性物質に汚染された土壌をブルーシートを引いた 2 t ダンプに直積みし、元請事業者の土場や資材置き場の隅に飛散防止措置を取らずに廃棄。または埋め立てている	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○なお、遮蔽用土のうを運搬し資材置き場等に仮置きは行っているが、除去土壌をダンプに直積みし、資材置き場等に廃棄埋設した事実は確認されていない。
6/11	郡山市	市の事前説明では汚水を吸引して処理するとの事だが、汚れた水が垂れ流しになっていた。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○現場調査の結果、高圧洗浄で発生した洗浄水は、吸引回収されており、垂れ流しは確認されなかったが、当該駐車場は、「勾配」のある地面にインターロッキングブロック舗装が施されているため、洗浄水の一部が目地に浸透し、勾配により一部が流下した可能性がある。 ○今後、同環境の舗装面の洗浄を行う場合は、下流側へ土のうを設置し、洗浄水の側溝への流入防止を図るとともに、定期的に洗浄水の回収を行うよう指導を徹底した。

<内閣府モデル事業関連>

日付	場所	通報の概要	対応
7/1	南相馬市	JAEA モデル事業において、処理排水が不適切に扱われていた。	対応中

(参考)

第1回除染適正化推進委員会報告済み通報等一覧

<直轄関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/22	田村市	除染で出た土壌等を保管せず、穴を掘って埋めていた (時期不明、飲食店での隣席の作業員の会話、1/29にも再度通報あり)	事実関係の確認が困難。事業者へは連絡し、注意喚起。
1/24	田村市	① 表土のはぎ取りを行わず、砂をかけるだけの作業 ② 長靴を川で洗った ③ 除雪した雪と除染で出た砂を一緒に川に捨てた (H24年12月中、継続的に実施)	事実関係の確認が困難であることに加え、 ① 除染事業の行為(覆土)とも考えられる。 ② 除染適正化プログラムでとりあげた内容。事業者には周知済み。 ③ 事業者へ注意喚起。
2/4	田村市	凍結で水道が使えないため、長靴の泥を川で洗った。 (H24年12月)	対応は不要と判断
2/6	檜葉町	除染用の道具を買い渋り、人力に頼った除染を行うことで、作業が簡単なものになっている。 (H24年12月上旬～)	対応は不要と判断

※

※2/14 環境省除染適正化推進本部に報告、公表済みの事案

日付	場所	通報の概要	対応
2/25	田村市	<p>① 作業員は個人線量計を持っているが、ポケット線量計を持っている代表者が異なる現場にいるため、正確な線量測定ができていない可能性がある。</p> <p>② 作業員の累積線量が一切作業員に知らされていない。</p> <p>③ 壁除染などでウエスを洗った汚染水を作業現場に投棄することが横行していた。</p> <p>(時期：10/14～1/26)</p>	<p>① 対応は不要と判断（電離則に基づく措置がなされている）</p> <p>② 事業者へ注意喚起</p> <p>③ 1/24 付け案件と同様だが、再度事業者へ注意喚起</p>
3/6	田村市	<p>① 作業指揮者がくわえタバコで作業を行っていた。</p> <p>② 地面の除染は汚染されていない砂をかけるだけで作業を終了していた。</p> <p>③ 除染で取り除いた雪や砂を川に捨てていた。</p> <p>④ 汚染された水をタオルで拭き取った水その場に捨てていた。</p> <p>⑤ 除染で使用したタオルを水洗いし使い回していた。</p>	<p>① 事業者へ注意喚起</p> <p>② ～⑤については、1/24 付け案件・2/25 付け案件で対応済み。</p>
3/12	川内村	<p>仮置場にて、一部のフレコンバックにひび割れが多数入っている。吊り部にも破損が見られ、移動不可な状態に見える。</p>	<p>仮置場及び一時保管場所の状況を確認。指摘のような事案は見られなかった。</p> <p>なお、川内村が除染を実施している部分についても村が状況を確認したところ、軽微な破損が見られたので、今後是正予定。</p>

<非直轄関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/28	伊達市	<p>① 一般宅の除染を行った際に排出された砂利・泥等を隣の一般宅の駐車場に廃棄し、ならしていた。(時期：1/24)</p> <p>② 除染で出た廃棄物の線量を測定・記録する際、線量が低いにも関わらず、高い数値を記録。(何度も繰り返し実施)</p>	<p>自治体へ連絡済み (参考) 自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>① 事実なし(除雪したものを所有者の敷地に置いたことはあった。)</p> <p>② フレコンバックに入れた除染物については、数カ所計測し、一番高い数値を記入</p>
2/8	福島市	<p>屋根の高压洗浄が隣家に飛び散るクレームが多い。洗浄水はそのまま未処理で排水している。</p>	<p>自治体へ連絡済み (参考) 自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○基本、堆積物を除去する除染を実施、高压洗浄水を行う場合、隣家に飛び散らないよう、シートで養生 クレームがあった場合には、市へ報告するよう業者に伝達</p> <p>○洗浄前に堆積物は除去。現在、洗浄水は全地区で側溝にろ過装置を設置</p>

※

※2/14 環境省除染適正化推進本部に報告、公表済みの事案

2/21	二本松市	一般宅の除染を行った際に出た草木等のごみをそのまま放置していた。(時期：H25.1)	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○除染で発生した草木等は、全て本宮クリーンセンターで焼却処理を実施中。 <li style="padding-left: 2em;">本宮クリーンセンターの施設が、2月末まで休みになっており、一時的な仮置きの可能性もある。 ○除染業務受託者の二本松市復興支援除染協同組合に対して、各除染業者への周知を依頼済み。
3/5	福島市	一般宅の除染を行った際に線量の高い枕木を一般宅裏の国有林内に投棄していた。(時期：H24.11～12)	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○枕木は、除染で処分出来ないことから、所有者の了解を得て、市役所職員、除染業者、所有者の3者立ち会いのもと、敷地内片隅に積み重ね、除染作業を完了。 ○その後、除染業者は通報のあった住宅敷地内に入っていない。 ○現地確認したところ、通報通り住宅敷地外の山林（国有林野ではなく福島市所有地）に枕木が放棄されていることを確認。 ○福島市は、事実関係が判明した後に通報者と話をして、不適切除染でないことの説明をした上で処分する予定。

<内閣府モデル事業関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/25	広野町	モデル事業において、水を側溝へ直接流していた。作業員に確認したところ、回収しないとの回答 除染で出た土壌等を保管せず、穴を掘って埋めていた (時期不明)	事実関係の確認が困難 ① 事業主体から、水の回収を行っていたことを確認済み。 ② 除染事業の行為（天地返し等）とも考えられる。

※

※2/14 環境省除染適正化推進本部に報告、公表済みの事案